

別紙様式第二十三 (平29内府総省財文科厚労農水経産国交環省令2・追加、令元内府総省財文科厚労農水経産国交環省令1・一部改正)

表 面

第 _____ 号	
身 分 証 明 書	
官 職	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。	
交付日	年 月 日
主務大臣	
印	

裏 面

写 真 印 又は 刻印	1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---	---

(備考) 用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mmとする。